

各介護サービス事業者 様

横浜市健康福祉局高齢施設課
介護事業指導課

令和7年度「介護サービス情報の公表」の実施について

今年度の情報公表制度の実施に当たっては、次の点についてご留意願います。

1 調査票提出について

調査票の提出等の事務手続については、横浜市指定情報公表センターホームページ (https://center.rakuraku.or.jp/service_office/yokohama/index.html) を活用します。期日までに報告してください。

※訪問調査を行わない事業所であっても、市長への基本情報及び運営情報の報告は介護保険法に基づく事業者の義務です。報告の内容は公表されることを前提に、内容を十分確認の上、報告してください。（報告内容が事実と相違している場合、虚偽報告として、介護保険法に基づく処分の対象となる場合があります。）

2 手数料について

（1）納付方法等

納付可能な金融機関は納入通知書の裏面に記載がありますので、ご確認ください。納付期限については、納入通知書に記載のとおりですので、期限内に必ず納付してください。

なお、詳細については、横浜市指定情報公表センターホームページに掲載されている『令和7年度「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項等について』の4～6ページをご覧ください。

※手数料を一度納付した場合は、事業所の休廃止等その他いかなる事由であっても、手数料の返還はできません

（2）訪問調査を行わない場合の取扱い

訪問調査を行わない事業所にあっても、基本情報及び運営情報の公表事務にかかる情報公表手数料は必要となります。

なお、既存事業所で今年度中に廃止を予定している事業所については、横浜市指定情報公表センターホームページの「介護サービス事業所の方へ」内の書式ライブラリーに掲載されている『申出書(廃止・休止)(様式第2号)』を予定が分かり次第、速やかにご提出ください。

3 訪問調査について

（1）介護サービスと介護予防サービスで指定年度が異なる場合の取扱い

介護サービスと介護予防サービスで指定年度が異なっている場合、調査年度が連続してしまうことを避けるため、今年度、介護予防サービスのみが調査対象となっている場合、介護予防のみの調査は行わず、次年度以降に介護サービスと併せて調査を行います。

また、手数料におけるグループ内の複数のサービスで指定年度が異なっている場合、今後、調査年度が連続してしまうことを避けるため、今年度、主たるサービスに併せてグループ内の附帯サービスの調査を行いますのでご承知おきください。

（2）調査の免除について

調査対象サービスの中で第三者性がある評価機関により、次のア～オに規定する評価を令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に受審した事業所にあつては、事業者自らサービスの質の向上に取り組んでいることにより、情報公表制度に係る訪問調査の対象か

ら除外されます。これは事業所自らが申し出ることによって適用し、申出がない場合は、計画に沿って訪問調査を行うこととなります。

- ア 福祉サービス第三者評価
- イ 地域密着型サービス外部評価（実施回数緩和適用の事業所を含む）
- ウ 介護サービス評価
- エ 特定施設外部評価
- オ その他、公正、客観性があると市が認めた評価

令和6年度中に上記アからオのいずれかの評価を受審し、調査の免除を希望する場合は、横浜市指定情報公表センターホームページ

(https://center.rakuraku.or.jp/service_office/yokohama/index.html) の「介護サービス事業所の方へ」内の書式ライブラリーに掲載されている『介護サービス情報の公表制度における訪問調査免除申出書』に添付の『「訪問調査免除申出書」提出に係る留意事項について』に記載の提出期限までにご提出ください。

※調査免除の申出・決定の前に手数料を納付された場合は、手数料の返還及び訪問調査免除の申出はできません

（３）調査機関の変更

貴事業者の調査を担当する調査機関は、１回に限り変更することができます。

ただし、特定の調査機関を選択することはできませんのでご了承ください。

変更を希望する場合は、横浜市指定情報公表センターホームページ

(https://center.rakuraku.or.jp/service_office/yokohama/index.html) の「介護サービス事業所の方へ」内の書式ライブラリーに掲載されている『調査機関変更申出書』に記載の提出期限までにご提出ください。

提出先等は、『調査機関変更申出書』に記載のとおりです。

（４）調査日の予約

横浜市指定情報公表センターホームページの「調査日予約システム」を利用して調査日を予約することができます。（計画通知書に記載してある「調査日の予約期間」内に予約してください。）

問合せ先

施設系サービス	健康福祉局高齢施設課	電話	045-671-4117
密着系サービス	健康福祉局介護事業指導課	電話	045-671-3466
居宅系サービス	健康福祉局介護事業指導課	電話	045-671-3413